



木城町職員採用試験公告第1号

令和6年度木城町職員採用試験を次のとおり実施する。

令和6年4月30日

木城町長 半渡 英俊



令和6年度木城町職員採用試験実施要領

1 採用試験の種類、職種、採用予定人員及び職務の内容

試験は、次の職種ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つだけ受験できます。なお、受付締め切り後は、職種の変更はできません。

種類	職種	採用予定人員	職務の内容
初級	一般事務(A)	若干名	町長部局等に勤務し、一般事務に従事します。
	土木(B)	若干名	町長部局等に勤務し、専門業務に従事します。
社会人	一般事務(S)	若干名	町長部局等に勤務し、一般事務に従事します。
	土木(T)	若干名	町長部局等に勤務し、専門業務に従事します。

2 受験資格（学歴は問いません。）

(1) 年齢

職種	受験資格
初級一般事務(A) 初級土木(B)	平成11年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
社会人一般事務(S) 社会人土木(T)	平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

(2) 資格

- ア 初級土木（B）は、測量士補、測量士、1級又は2級土木施工管理技士のいずれかの資格を有する者（令和6年度中に資格取得見込みの者を含む。）
 - イ 社会人一般事務（S）は、民間企業等における正規職員としての勤務経験を2年以上有する者
 - ウ 社会人土木（T）は、測量士補、測量士、1級又は2級土木施工管理技士のいずれかの資格を有し、かつ土木に関する業務経験が公務員、民間企業等で正規職員等として週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業した期間が、令和6年4月1日現在で通算しておおむね2年以上あり、即戦力で活躍できる者（ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限ります。）
- （注）資格を必要とする試験については、資格が取得できない場合は、採用になりません。

(3) 次のいずれか一つに該当する者は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 木城町職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験の日時	試験会場	合格発表
1次試験	7月14日（日） 7：30 受付開始 8：10 着席 8：30 試験開始 10：30 試験終了	木城町役場 （児湯郡木城町大字 高城1227番地の1） 電話 0983(32)4725	8月中旬役場 前掲示板に掲示 するほか合格者 に通知します。
2次試験	8月下旬に1次試験 合格者に対して行いま す。	木城町役場 （児湯郡木城町大字 高城1227番地の1） 電話 0983(32)4725	9月中旬役場 前掲示板に掲示 するほか合格者 に通知します。

※ 体調不良の場合は、受験を控えていただくようお願いします。

4 試験の方法

初級試験及び社会人試験は、高等学校卒業程度の教養試験と適性検査を次のとおり実施します。

試験	試験科目	内 容
1次試験	職務基礎力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 60題・1時間
	適性検査	職務適応性検査 150項目・20分 性格特性検査 150項目・20分
2次試験	人物試験	面接試験
	作文試験	表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験

5 受験手続

(1) 受験申込み

受験の申込は、原則インターネットのみの受付となります。木城町ホームページの「令和6年度木城町職員採用試験受験申込」又は宮崎県町村会ホームページの「令和6年度第1回宮崎県町村職員採用統一試験（7月）の実施について」内から行ってください。インターネット申請が難しい場合は、木城町役場総務財政課へお問い合わせください。電話 0983 (32) 4725。

※5ページから8ページの「インターネットによる受験手続方法」を参照してください。

「インターネット申請による申込み（外部リンク）」をクリックし、システムのガイドに沿って受付期間中に申込みを行ってください。

また、申込みは「事前登録」と「本登録」の2段階方式となっています。

「本登録」の受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールが自動送信されます。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中の8時30分から17時15分まで（土曜・日曜は除く。）に、木城町役場総務財政課へ電話にて問い合わせてください。

(2) 受付期間

5月7日（火）8時30分から5月31日（金）17時15分まで

受付期間終了直前はサーバーが混み合う可能性がありますので、余裕を持って早めに申込み手続きを行ってください。

(3) 受験票の交付

受付期間終了後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月5日（水）を過ぎても電子メールが届かない場合には、木城町役場総務財政課 電話 0983（32）4725 に連絡してください。

「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、申込みサイトのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入のうえ、申込者本人が署名して1次試験の際に必ず持参してください。

6 合格から採用まで

最終合格者は職種ごとに決定され、それぞれの採用候補者名簿に登載され、そのうちから任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は、原則として令和7年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、合格者は採用予定者より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

※ 社会人一般事務（S）及び社会人土木（T）合格者については、職務経験の確認のため職歴を証明する書類を提出していただきますが、職務経験が証明できなかった場合は採用されません。

※ 受験手続上に詐称があった場合は、合格を取り消すことがあります。

7 給与・勤務条件等

(1) 給与

「木城町一般職の職員の給与に関する条例」に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務条件・休暇等

勤務時間は、1日7時間45分、原則として土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みとなっています。休暇には、年20日の年次休暇（4月採用者は、初年度については15日。）のほか、主なものに次のような有給休暇があります。

夏季休暇 3日間

結婚休暇 7日間

病気休暇 最高3か月を越えない範囲

8 試験関係情報の提供（緊急連絡）について

災害等による試験日程の変更やその他の緊急連絡を木城町ホームページ及び宮崎県町村会ホームページに掲載することがあります。それぞれのアドレスは次のとおりです。

木城町ホームページアドレス <http://www.town.kijo.lg.jp/>





9 問い合わせ先

木城町役場総務財政課

住 所 〒884-0101 宮崎県児湯郡木城町大字高城1 2 2 7番地の1

電 話 0983(32)4725

E-mail : soumu@town.kijo.lg.jp 又は f-matsumoto_kt@town.kijo.lg.jp

インターネットによる受験手続方法

申し込みは原則として、インターネットでのみ受け付けます。

インターネットによる申し込みが難しい場合は、木城町役場総務財政課 電話
0983(32)4725 へお問い合わせください。

申し込みに係る通信料は、各個人のご負担になります。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

【受験申込みに必要なもの】

(1) パソコン、スマートフォン

※ 推奨環境は「Google Chrome 最新版」で、「JavaScript」の使用設定が必要です。

※ PDF ファイルを閲覧できる「Adobe Acrobat Reader (Ver. 5.0 以上)」が必要です。

※ スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。

(2) 本人のメールアドレス

ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、@bsmrt.biz からの電子メールを受信できるように設定してください。

(3) 本人の顔写真データ

ファイルの形式は、JPEG、JPG のいずれかにより、添付可能ファイルサイズは、高さ 560×幅 420 ピクセル（画像の比率がおよそタテ 4：ヨコ 3 になるように調整してください。）、サイズは 3MB 以内です。

(4) 受験票の印刷

プリンタ又はコンビニ、印刷会社のプリントサービス等をご利用ください。

【受験申込み手順】

(1) 申込みサイトへアクセス

木城町ホームページの「令和 6 年度木城町職員採用試験受験申込」又は宮崎県町村会ホームページの「令和 6 年度第 1 回宮崎県町村職員採用統一試験（7

月)の実施について」内から行ってください。

※ ホームページのアドレスは、「令和6年度木城町職員採用試験実施要領」をご参照ください。

木城町ホームページアドレス <http://www.town.kijo.lg.jp/>



宮崎県町村会ホームページアドレス <http://www.myzck.gr.jp/>



(2) 事前登録

- ① 申込みサイト利用規約をお読みいただき、同意のうえ、事前登録画面に進んでください。
- ② 設問に従い、必須事項を全て入力してください。
- ③ 入力完了後、入力事項確認画面において内容に誤りがないか確認の上、パスワードを設定してください。
 - ※ パスワードは、英小文字、英大文字、数字、記号を2種類以上組み合わせ、8字以上20字以内で設定してください。
 - ※ パスワードは、忘れないように必ずメモ又は画面印刷等により保存をしてください。パスワード忘れなどによる申込みの遅滞については、責任を負いかねます。
 - ※ システムの都合上、一定時間を過ぎると通信が切断されることがあります。すべての項目を入力して「登録」をクリックし、登録が完了したことを示す画面を確認してください。登録完了を示す画面が表示されない場合は、再度登録作業を行ってください。

(3) マイページへログイン

- ① 事前登録で入力したメールアドレス宛てに「事前登録完了のお知らせ」の電子メールが送付されているか確認してください。
- ② メール本文中に「ログインID」が記載されていますので、メモ又は画面印刷等により必ず控えてください。
- ③ メール本文内のURLにアクセスし、ログインIDと事前登録で設定したパスワードを入力し、申込みサイトのマイページにログインしてください。

(4) 本登録

- ① 受験者のマイページの「エントリー」から、住所や学歴などの入力を行ってください。入力した内容によりエントリーシートが作成されます。
 - ※ 必須項目は必ず入力してください。任意項目も該当がある場合は必ず

入力してください。

※ 回答の内容に不備がないように設問をよく読み入力を行ってください。

② 顔写真をアップロードしてください。

※ 写真データは、本人確認のために使用する重要なものです。印刷した写真を撮影したもの、背景が無地でないものは使用しないでください。

※ 自撮りの写真は、使用しないでください。

※ 最近6か月以内に撮影した、脱帽、正面向きの画像データをタテ表示となるようにアップロードしてください。

※ ファイルの形式は、画像（JPEG、JPG）のいずれかとなります。

※ 添付可能ファイルサイズは、高さ560×幅420ピクセルです。

※ 一部のスマートフォンでは、添付できない場合があります。その場合は、PCからアクセスしアップロードしてください。

③ 身体に障がいがある人などで、配慮が必要な場合は申込みサイト上の「試験等の配慮（自由記述欄）」に入力してください。

④ 入力内容を再度確認し送信してください。

※ すべての項目を入力して「登録」をクリックし、登録が完了したことを示す画面を確認してください。登録完了を示す画面が表示されない場合は、再度登録作業を行ってください。

(5) 申込み完了

上記手順(1)～(4)の全てが正常に終了したら、申込みは完了となります。

① 申込み完了後、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールが自動送信されます。

※ 電子メールが届かない場合は、必ず木城町役場総務財政課へ電話にてお問い合わせください。電話 0983 (32) 4725。

② 入力内容は、マイページで確認することができます。

③ 申込み受付期間中であれば職種以外の内容は訂正することができます。

※ 職種を変更する場合、申込みの取消はできませんので、再度別の職種で改めて申込みを行ってください。

④ 申込み内容に不明な点がある場合、木城町総務財政課から電話又は電子メールで問い合わせをすることがあります。その場合は、「マイページ」にログインし内容を確認の上、申込み内容の訂正を行ってください。

(6) 受験票の印刷

① 受験申込み受付期間終了後、登録されたメールアドレス宛てに「受験票

交付のお知らせ」の電子メールを送信します。電子メールが届いたら「マイページ」にログインしてください。

※ 6月5日（水）を過ぎても「受験票交付のお知らせ」が届かない場合には、必ず木城町役場総務財政課へ問い合わせてください。電話 0983 (32) 4725。

- ② 「受験票」を選択し、ご自身の受験票を A4 サイズの用紙に印刷（白黒印刷可）してください。試験名、試験区分、受験番号、氏名（試験会場等）及びご自身の顔写真が印刷されていることを確認してください。
- ③ 受験票に記載されている事項及び試験案内の受験資格を再度確認し、確認した年月日を記入のうえ、申込者本人が署名して一次試験の際に必ず持参してください。